

第2次 男女共同参画プランを策定しました 女も男も共に豊かに生きるために

男女が共に人権を尊重し合い、性別にとらわれることなく、一人ひとりが個性と能力を発揮し、家庭や社会での責任を分かち合い、生涯いきいきと心豊かに過ごすことができる社会の実現が求められています。そこで、第一次計画が終了し、これから少子高齢化をはじめとする社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、「第2次はにゅう男女共同参画プラン」を策定しました。

基本理念

女性も男性も共に一人の人間として尊重され、持っている力を十分に発揮できるいきいきとした社会を目指して、このプランの基本理念を「女も男も共に豊かに生きるために」としました。

そして、「この基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、「個性を認めあう意識づくり」、「あらゆる場面に男女が共に参画できるくらしづくり」、「男女の自立と多様な生き方を支援するしくみづくり」の3つの基本目標を掲げました。

また、この基本目標を達成するため、次の基本方針を定め、その実現に向け各種施策を実施します。

【1】は基本方針、「」は施策

基本目標1

個性を認めあう意識づくり

憲法では、個人の尊重と法の下の平等がうたわれており、これが男女共同参画社会基本法の理念の一つとなっています。

男女共同参画社会の実現にとって、男女が互いの人格を尊重し合い、それぞれの個性と能力を発揮できることが重要です。そのためには、男女がともに固

定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女共同参画に対する理解を深めていけるよう、意識の啓発を推進することが必要です。

また、基本的な人権を尊重する教育、男女平等の教育を子どもたちの成長段階に応じて計画的に推進していく必要があります。

【1】男女共同参画意識の啓発

- ・ 固定的性別役割分担意識の是正
- ・ 社会制度や慣行の見直し
- ・ 男女共同参画に関する情報の収集と提供

【2】男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

- ・ 家庭や地域における教育・学習の提供
- ・ 学校等における男女平等教育の推進
- ・ 生涯学習における男女共同参画の推進

【3】男女の人権の尊重

- ・ 女性に対するあらゆる暴力等の根絶
- ・ 性と人権を尊重する意識啓発
- ・ 相談体制の充実

基本目標2

あらゆる場面に男女が共に参画できるくらしづくり

男女が社会の対等な構成員として、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において

参画することができるとともに、男女共同参画社会を形成するため、政策・方針決定過程への男女共同参画促進に努めます。

また、男女共同参画に関する国際理解の推進や相互理解のための国際交流・協力の推進に努めます。

さらに、これまで女性の参画が遅れていた防災や防犯・まちづくりなど、新たな分野における男女共同参画の促進に努めます。

【1】政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

- ・ 各種審議会等委員への女性の登用促進

【2】国際理解と交流の推進

- ・ 女性の人材育成
- ・ 職場における女性の登用促進
- ・ 国際理解の推進
- ・ 国際交流・協力の推進

【3】新たな取り組みを必要とする分野における男女共同参画の促進

- ・ 地域防災や防犯の分野における男女共同参画の促進
- ・ まちづくりの分野における男女共同参画の促進
- ・ 環境の分野における男女共同参画の促進

基本目標3

男女の自立と多様な生き方を支援するしくみづくり

誰もがいきいきと暮らせる社会をつくるため、男女がそれぞれの価値観やライフスタイルの多様性を認めあい、家庭、職場、地域においてバランスのとれた生活ができるような環境整備が必要で、家庭と職場の両方を支援するた

め、多様な保育サービスの充実に努めるとともに、男女が安心して子育て・介護ができる環境づくりや高齢者等が安心して暮らせる環境づくりに努めます。

また、特に団塊世代の男性の地域活動への参画を促進するとともに、地域社会における男女共同参画の促進に努めます。

さらに、男女が共にいきいきと働くことができる職場の環境整備や女性のチャレンジ支援、また生涯を通じた男女の健康保持・増進への取り組み、妊娠・出産等に関する健康支援を実施するとともに、健康をおびやかす問題についての啓発に努めます。

【1】生きていることが実感できる家庭・地域づくり

- ・ 男女が安心して子育て・介護ができる環境づくり
- ・ 高齢者等が安心して暮らせる環境づくり
- ・ 地域社会における男女共同参画の促進

【2】いきいきと働ける環境づくり

- ・ 均等な雇用環境の整備
- ・ 女性のチャレンジ支援
- ・ 農業・商工業者等における男女共同参画の促進

【3】生涯を通じた健康づくり

- ・ 生涯を通じた男女の健康の保持・増進
- ・ 妊娠・出産等に関する健康支援
- ・ 健康をおびやかす問題についての啓発

計画の推進

男女共同参画社会の実現に向け、このプランを効果的に推進し目標を達成するため、市、市民および事業者などが一体となった推進体制の整備・充実に努めます。

また、市政の範囲を超える課題については、国、県と連携し対応を図るとともに、女性会議や組織の機能充実に努めます。

問い合わせ
人権推進課男女共同参画係(女性センター)
☎(561)1681

全国一斉『人権擁護委員の日』 特設相談所を開設します

6月1日は、「人権擁護委員の日」です。

埼玉県人権擁護委員連合会久喜協議会では、人権に関する特設相談所を開設します。相談無料で秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

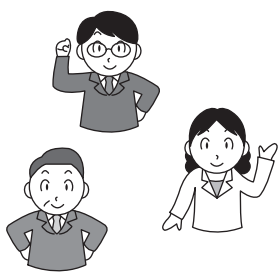
なお、羽生市には法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がいます。

- ・ 小磯 正氏
- ・ 水野 武氏
- ・ 大塚俊治氏
- ・ 丹下賢一氏
- ・ 栗原倉子氏
- ・ 笈川國子氏

- ▷ 日時 6月1日(月) 午前10時～午後3時
- ▷ 場所 羽生市役所101会議室
- ▷ 担当 人権擁護委員

▷ 問い合わせ

さいたま地方法務局久喜支局 ☎0480(21)0215



有料広告

SHOP ウテナフレンズ 工機工房 AM 10:00~PM 6:00 休日 毎週火曜日、第3日曜日 イベント 出店時は臨時休業する場合があります。

健康を気遣うあなたに... 無農薬有機栽培の綿 「オーガニックコットンデザイン」シャツ 一店逸品 好評発売中!!

羽生市大字三田ヶ谷1556 TEL 090-7419-1170 (水族館、キヤッセル羽生近く) TEL 048-565-0506 FAX 048-565-2985

135年の感謝を込めて! 藍染め市 藍染・プリント生地 50~70%OFF その他いろいろ!

創業135年 武州正藍染 5/30(土) AM10:00~PM3:00 小島染織

小島染織工業(株) 羽生市大字神戸642-2 TEL:561-3751

着物姿で来店下さい記念品進呈! 呉服の日5月29日(金) 5月29日(金)~5月31日(日)3日間 初山の浴衣・甚平

菊田屋 羽生市南3丁目 TEL561-2163 FAX561-2215